



第99回 全国安全週間

全国安全週間スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

準備期間：6月1日～6月30日 本週間：7月1日～7月7日

福井労働局の重点目標

- 1 高年齢労働者の労働災害の防止のため「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知と指針に基づく取組の推進
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策（転倒災害防止対策及び腰痛予防対策）の推進
- 3 令和5年3月に改正労働安全衛生規則等により公布された足場からの墜落・転落災害防止対策及び貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の周知・徹底（荷役関係については荷主事業者を含む。）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で99回目を迎えます。

令和8年度全国安全週間実施要綱(抜粋)

- 各事業場が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項
 - 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学会等の実施による家族への協力の呼びかけ
 - 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- 各事業場が準備期間中及び全国安全週間以外についても、継続的に実施する事項
 - 1 安全衛生活動の推進
 - (1) 安全衛生管理体制の確立
 - (2) 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (3) 自主的な安全衛生活動の促進
 - (4) リスクアセスメントの実施 など
 - 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - (1) 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ・職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の充実・活性化
 - (2) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - (3) 建設業における労働災害防止対策
 - ・足場等からの墜落・転落災害防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (4) 製造業における労働災害防止対策
 - ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (5) 林業の労働災害防止対策
 - ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - 3 業種横断的な労働災害防止対策
 - (1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - (2) 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (3) 交通労働災害防止対策
 - (4) 熱中症予防対策（STOP!熱中症クールワークキャンペーン）
 - (5) 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の各署に必要な措置の実施



福井労働局 福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署



第99回 全国安全週間

①労働者の安全衛生意識の高揚を図るため安全衛生教育を実施しましょう。



教育は、口頭だけでなく、作業マニュアルや写真、イラストなど視覚的な資料を使用しましょう。



外国籍労働者には、母国語を使用した教育資料を使用し、正しく教育しましょう。

<参考> 厚生労働省のホームページに参考資料が掲載されています。



職場のあんぜんサイトに災害事例や参考資料が掲載しています。

②職場内の安全点検を行い危険な場所や老朽化している箇所を洗い出し、安全対策を講じましょう。



：転倒災害が多く発生しています。特に通路の安全点検を実施し、つまづき、滑りの原因となる場所を確認し、補修等を行いましょ。補修等を行うまでの間は、危険な個所に表示を行う等「危険の見える化」を行い注意喚起を行いましょ。



注：外国籍労働者が在籍する場合は、母国語による表示を併用しましょ。



：高年齢労働者に係る災害が多く発生しています。高年齢労働者に配慮した対策を講じましょ。
(エイジフレンドリー補助金制度があります)



③機械設備の安全対策を講じましょ。

機械設備や作業手順を確認し、リスクアセスメントを実施し設備の安全対策を実施しましょ。

<参考> 厚生労働省のホームページに参考資料が掲載されています。



職場のあんぜんサイトに災害事例や参考資料が掲載しています。

注：リスクアセスメントにより、リスク低減が出来ない場合もあります。その場合は、残留リスクとして管理を行ってください。残留リスクがある場合は、「危険の見える化」を行い周知を行ってください。

④無災害記録表彰や安全衛生優良企業公表制度を活用しましょ。

一定の期間において、無災害を達成した場合に、記録証を授与する制度があります。また、労働者の安全や健康を確保に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受ける制度があります。

無災害記録

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/content/contents/002103571.pdf>



安全衛生優良企業公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>



福井労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>

法改正、リーフレット等の情報を掲載しています。



福井労働局 福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署